

## 世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その二）



研究センター所長  
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

日本の第二回普遍的定期審査（UPR）は、二〇二一年一〇月三十一日に実施された。報告者グループ（トロイカ）は、リビア、ペルー及びバングラデシュで構成された。事前質問を提出したのは、ドイツ、オランダ、スペイン、メキシコ、チェコ、ハンガリー及びスロベニアであった。そのオランダの事前質問において慰安婦問題が取り上げられた。

オランダの事前質問は、日本で慰安婦問題を取り上げる教科書の数が減っていることを取り上げ、「基本的人権を尊重する上で慰安婦制度が存在したことを将来世代

に知らせるために政府はどのような措置をとるのか」というものだった。第一回の審査では日本に対し二六の勧告が行われたが、第二回の審査では七九カ国が発言し、一七四の勧告が行われた。第二回の審査では各国が積極的に勧告を行う姿勢に転じたので、他の国と同様に大幅に増えているが、急に日本の人権状況が悪くなったわけではない。

なお、実際の審査でも慰安婦問題に関する勧告が複数の国からあった。具体的には、「慰安婦問題に対する法的責任を認識し、被害者が受け入れられる適切な措置を講じること」（韓国）、「過去を認め被害者に補償を提供することにより、国際社会に対し責任を認めること」（中国）、「被害者の尊厳を回復し補償措置をとること」（コスタリカ）、「法的責任を受け入れ抜本的に対処すること」（北朝鮮）といった勧告がなされた。

これに対して、日本は、先の大戦に至る一時期、特にアジア諸国に対して多大な損害と苦痛を与えたという認識を持っている。こうした歴史の事実を重く受け止め、

改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを発表するとともに、先の大戦におけるすべての犠牲者に哀悼の意を表してきた。慰安婦問題についても、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている。ただし、この問題を政治問題化、外交問題化させるべきでないと反論した。財産及び請求権の問題については、対日平和条約（一九五一年）や日韓請求権協定（一九六五年）など二国間協定の当事国との間で法的に解決されている。そこで日本は、一九九五年、アジア女性基金により対応することが適切と判断し、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給等の基金の事業に対して最大限の協力を行ってきたと回答した。

この第二回審査の後、日韓の間で慰安婦問題に関して重要な進展があった。朴槿恵政権下の二〇一五年一月二二日、日韓両国外相は、共同記者発表において、「韓国政府が元慰安婦の女性を支援する財団を設立し、日本政府がその資金を拠出することで、この問題が最終的か

つ不可逆的に解決されること」を確認した。しかし、その後、文在寅政権下の二〇一八年、韓国は一方的に財団を解散し、日本が拠出した一〇億円相当額を韓国政府の予算で拠出すると表明し、この慰安婦合意を破棄してしまった。さらに、慰安婦被害者らが日本を相手に訴えた損害賠償請求訴訟において、二〇二一年一月、ソウル中央地裁判決が、国際法上確立した主権免除を認めず、原告らの請求を全て認めたため、日韓請求権協定で解決済みとする日本との間で対立は一層深まった。

日韓関係の改善の兆しがない中、文政権は政権後期になつて先の慰安婦合意が公式の合意であることをようやく認めた。これに対し、尹錫悦次期政権の外相候補に指名されている朴振氏は、二〇二二年四月二〇日、慰安婦合意について「公式合意だ」との認識を示した。韓国の新政権の下で、日韓両国が過去のことには終止符を打って未来を志向しようとする政策に転換できるかどうか見守っていく必要がある。